

佐賀県規則第8号

佐賀県県税条例施行規則等の一部を改正する規則

(佐賀県県税条例施行規則の一部改正)

第1条 佐賀県県税条例施行規則(昭和30年佐賀県規則第40号)の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前			改正後		
(諸様式)			(諸様式)		
第2条 地方税法(昭和25年法律第226号。以下「法」という。)、条例及びこの規則(以下「規則」という。)の規定に規定する書類の様式は、次の表に掲げるところによる。			第2条 地方税法(昭和25年法律第226号。以下「法」という。)、条例及びこの規則(以下「規則」という。)の規定に規定する書類の様式は、次の表に掲げるところによる。		
様式番号	様式名	関係条項	様式番号	様式名	関係条項
略			略		
様式第40号	<u>自動車取得税・自動車税納税済印</u>	条例第113条の2第5項	様式第40号	<u>自動車税環境性能割・自動車税種別割納税済印</u>	条例第113条の2第5項
様式第41号	<u>自動車取得税修正申告書</u>	条例第97条第2項	様式第41号	<u>自動車税環境性能割修正申告書</u>	条例第111条の7第1項
様式第42号その1	身体障害者等の利用に供する自動車に対する/ <u>自動車取得税</u> / <u>自動車税</u> /の減免申請書	条例第101条第2項及び第117条第2項	様式第42号その1	身体障害者等の利用に供する自動車に対する/ <u>自動車税環境性能割</u> / <u>自動車税種別割</u> /の減免申請書	条例第111条の11の2第2項及び第117条第2項
様式第42号その2	構造上身体障害者等の利用(運転)に供する自動車に対する/ <u>自動車取得税</u> / <u>自動車税</u> /の減免申請書	条例第101条第2項及び第118条第2項	様式第42号その2	構造上身体障害者等の利用(運転)に供する自動車に対する/ <u>自動車税環境性能割</u> / <u>自動車税種別割</u> /の減免申請書	条例第111条の11の2第2項及び第118条第2項
様式第43号	譲渡担保財産の取得に対する <u>自動車取得税</u> の/ <u>徴収猶予に関する申告書</u> / <u>還付申請書</u>	条例第99条第7項	様式第43号	譲渡担保財産の取得に対する <u>自動車税環境性能割</u> の/ <u>徴収猶予に関する申告書</u> / <u>還付申請書</u>	条例第111条の10第7項

改正前			改正後		
様式第44号	自動車の返還があった場合の自動車取得税の / 還付 / 納付義務の免除 / 申請書	条例第100条第2項	様式第44号	自動車の返還があった場合の自動車税環境性能割の / 納付義務の免除 / 還付 / 申請書	条例第111条の11第3項
様式第45号	日本赤十字社の取得に対する自動車取得税の減免申請書	条例第101条第2項	様式第45号	削除	
様式第46号	自動車取得税 / 更正 (決定) / 加算金決定 / 通知書	法第129条、第132条及び第133条	様式第46号	自動車税環境性能割 / 更正 (決定) / 加算金決定 / 通知書	法第168条、第171条及び第172条
略			略		
様式第54号その1	納税通知書兼領収証書 (自動車税)	法第13条第1項	様式第54号その1	納税通知書兼領収証書 (自動車税種別割)	法第13条第1項
略			略		
様式第54号その3	自動車税納税通知書	法第13条第1項	様式第54号その3	自動車税種別割納税通知書	法第13条第1項
略			略		
様式第59号	自動車税課税免除申請書	条例第114条第1項	様式第59号	自動車税種別割課税免除申請書	条例第114条第1項
略			略		
様式第61号	第二次納税義務に係る自動車税の納付義務の免除申告書	条例第116条第2項	様式第61号	第二次納税義務に係る自動車税種別割の納付義務の免除申告書	条例第116条第2項
略			略		
様式第62号その3	自動車税減免申請書 (生活路線バス用)	条例第119条第2項	様式第62号その3	自動車税種別割減免申請書 (生活路線バス用)	条例第119条第2項
様式第62号その4	自動車税減免申請書 (廃止路線代替バス用)	条例第119条第2項			
様式第63号	略		様式第63号	略	

改正前			改正後		
号から様 式第65号 まで			号から様 式第65号 まで		
略			略		
様式第102 号その1	自動車税領収証書 自動車税納税証明書（継続検査 用・構造等変更検査用）	条例第120条及 び規則第9条第 1項	様式第102 号その1	自動車税種別割領収証書 自動車税種別割納税証明書（継 続検査用・構造等変更検査用）	条例第120条及 び規則第9条第 1項
様式第102 号その2	自動車税納税証明書（継続検査 用・構造等変更検査用）	条例第120条	様式第102 号その2	自動車税種別割納税証明書（継 続検査用・構造等変更検査用）	条例第120条
略			略		
様式第109 号その1	自動車税納税証明書（継続検査 用・構造等変更検査用）	条例第120条	様式第109 号その1	自動車税種別割納税証明書（継 続検査用・構造等変更検査用）	条例第120条
様式第109 号その2	自動車税納税証明書（継続検査 用・構造等変更検査用）	条例第120条	様式第109 号その2	自動車税種別割納税証明書（継 続検査用・構造等変更検査用）	条例第120条
略			略		
<p>（条例第101条第3項の規則で定める書類）</p> <p>第8条 条例第101条第3項に規定する規則で定める書類は、第8条の6各号のいずれかに掲げる書類とする。</p> <p>（自動車税の減免の対象となるバスの指定）</p> <p>第8条の7 条例第119条第1項の規定による一般乗合用のバス（地方バス路線維持のため県が行う補助を受けて一般乗合旅客自動車運送事業を営業者（以下「路線バス事業者」という。）が所有する一般乗合用のバスのうち、当該補助に係るバス路線（以下「生活路線」という。）において運行の用に供するものに限る。）の指定は、次の算式により計算した生活路線の走行率の高いバスから順次自動車税減免限度台数までのバスについて行う</p>			<p>（条例第111条の11の2第3項の規則で定める書類）</p> <p>第8条 条例第111条の11の2第3項に規定する規則で定める書類は、第8条の6各号のいずれかに掲げる書類とする。</p> <p>（自動車税の種別割の減免の対象となるバスの指定）</p> <p>第8条の7 条例第119条第1項の規定による一般乗合用のバス（地方バス路線維持のため県が行う補助を受けて一般乗合旅客自動車運送事業を営業者（以下「路線バス事業者」という。）が所有する一般乗合用のバスのうち、当該補助に係るバス路線（以下「生活路線」という。）において運行の用に供するものに限る。）の指定は、次の算式により計算した生活路線の走行率の高いバスから順次自動車税の種別割減免限度台数までのバスにつ</p>		

改正前	改正後
<p>ものとする。</p> <p>算式</p> $a = c / b$ <p>算式の符号</p> <p>a 生活路線の走行率</p> <p>b 自動車税の減免を受けようとする年度（以下「減免年度」という。）の4月1日から4月7日までの間における県内の全走行キロ数</p> <p>c 減免年度の4月1日から4月7日までの間における県内の生活路線の走行キロ数</p> <p>2 前項に規定する自動車税減免限度台数は、次の算式により得た数（1未満の端数があるときは、これを四捨五入するものとする。）とする。</p> <p>算式</p> $a = b \times (d / c)$ <p>算式の符号</p> <p>a 自動車税減免限度台数</p> <p>b 減免年度の4月1日現在において路線バス事業者が県内において所有する一般乗合用のバスの総数（<u>第8条の8第2項の代替路線バスの総数を除く。</u>）</p> <p>c 減免年度の前年度において地方バス路線維持のため県が行う補助の対象となった期間（以下「補助対象期間」という。）における路線バス事業者が有するバス路線の県内の全走行キロ数（<u>第8条の8第2項の代替路線バスの県内の全走行キロ数を除く。</u>）</p> <p>d 補助対象期間における路線バス事業者が有するバス路線</p>	<p>いて行うものとする。</p> <p>算式</p> $a = c / b$ <p>算式の符号</p> <p>a 生活路線の走行率</p> <p>b 自動車税の種別割の減免を受けようとする年度（以下「減免年度」という。）の4月1日から4月7日までの間における県内の全走行キロ数</p> <p>c 減免年度の4月1日から4月7日までの間における県内の生活路線の走行キロ数</p> <p>2 前項に規定する自動車税の種別割減免限度台数は、次の算式により得た数（1未満の端数があるときは、これを四捨五入するものとする。）とする。</p> <p>算式</p> $a = b \times (d / c)$ <p>算式の符号</p> <p>a 自動車税の種別割減免限度台数</p> <p>b 減免年度の4月1日現在において路線バス事業者が県内において所有する一般乗合用のバスの総数</p> <p>c 減免年度の前年度において地方バス路線維持のため県が行う補助の対象となった期間（以下「補助対象期間」という。）における路線バス事業者が有するバス路線の県内の全走行キロ数</p> <p>d 補助対象期間における路線バス事業者が有するバス路線</p>

改正前	改正後
<p>のうち生活路線の県内の走行キロ数</p> <p><u>第8条の8 条例第119条第1項の規定による一般乗合用のバス（路線バス事業者が所有する一般乗合用のバスのうち、廃止されたバス路線に代わる路線において運行の用に供するものに限る。）の指定は、次の算式により計算した代替路線の走行率の高いバスから順次自動車税減免限度台数までのバスについて行うものとする。</u></p> <p><u>算式</u></p> $a = c / b$ <p><u>算式の符号</u></p> <p>a 代替路線の走行率</p> <p>b 減免年度の4月1日から4月7日までの間における県内の全走行キロ数</p> <p>c 減免年度の4月1日から4月7日までの間における県内の代替路線の走行キロ数</p> <p><u>2 前項に規定する自動車税減免限度台数は、次の算式により得た数（1未満の端数があるときは、これを四捨五入するものとする。）とする。</u></p> <p><u>算式</u></p> $a = b \times (d / c)$ <p><u>算式の符号</u></p> <p>a 自動車税減免限度台数</p> <p>b 減免年度の4月1日現在において路線バス事業者が県内において所有する一般乗合用のバスのうち、前年度において代替路線の運行の用に供したことがあるバス（以下「代替路線バス」という。）の総数</p>	<p>のうち生活路線の県内の走行キロ数</p>

改正前	改正後																																																						
<p>c <u>補助対象期間における代替路線バスの県内の全走行キロ数</u></p> <p>d <u>補助対象期間における代替路線バスの県内の代替路線の走行キロ数（他の路線バス事業者の運行系統又は鉄道と競合する区間の走行キロ数を除く。）</u></p> <p>3 <u>前2項に規定する代替路線とは、地域住民の生活に必要なバス路線のうち、次のいずれかに該当するものとする。</u></p> <p>(1) <u>輸送人員の減少等により運行の維持が困難となったため廃止された路線（以下「廃止路線」という。）に代わる路線のうち、当該廃止路線の運行系統の輸送目的と同じ輸送目的でその廃止の日後1年以内に運行が開始されるもの</u></p> <p>(2) <u>路線バス事業者が、市町の依頼により運行を継続する路線</u></p> <p>様式第11号その1</p> <table border="1" data-bbox="230 820 1097 1157"> <tr><td colspan="5">略</td></tr> <tr><td colspan="5">略</td></tr> <tr><td rowspan="4">地 方 法 人 特 別 税</td><td>地方法人特別税の合計税額 (ホ)+(ニ)</td><td>(ム)</td><td></td><td></td></tr> <tr><td>仮装経理に基づく地方法人特別税額の控除額 (メ)</td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>租税条約の実施に係る地方法人特別税額の控除額 (モ)</td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>略</td><td></td><td></td><td></td></tr> </table> <p>略</p> <p>注 1 この更正・決定・加算金決定は、以下の規定によるもの</p>	略					略					地 方 法 人 特 別 税	地方法人特別税の合計税額 (ホ)+(ニ)	(ム)			仮装経理に基づく地方法人特別税額の控除額 (メ)				租税条約の実施に係る地方法人特別税額の控除額 (モ)				略				<p>様式第11号その1</p> <p>略</p> <table border="1" data-bbox="1158 863 2024 1157"> <tr><td colspan="5">略</td></tr> <tr><td colspan="5">略</td></tr> <tr><td rowspan="4">特 別 法 人 事 業 税</td><td>特別法人事業税の合計税額 (ホ)+(ニ)</td><td>(ム)</td><td></td><td></td></tr> <tr><td>仮装経理に基づく特別法人事業税額の控除額 (メ)</td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>租税条約の実施に係る特別法人事業税額の控除額 (モ)</td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>略</td><td></td><td></td><td></td></tr> </table> <p><u>事業年度の開始日が令和元年9月30日以前の事業年度については、「特別法人事業税」とあるのは「地方法人特別税」と読み替えるものとする。</u></p> <p>略</p> <p>注 1 この更正・決定・加算金決定は、以下の規定によるもの</p>	略					略					特 別 法 人 事 業 税	特別法人事業税の合計税額 (ホ)+(ニ)	(ム)			仮装経理に基づく特別法人事業税額の控除額 (メ)				租税条約の実施に係る特別法人事業税額の控除額 (モ)				略			
略																																																							
略																																																							
地 方 法 人 特 別 税	地方法人特別税の合計税額 (ホ)+(ニ)	(ム)																																																					
	仮装経理に基づく地方法人特別税額の控除額 (メ)																																																						
	租税条約の実施に係る地方法人特別税額の控除額 (モ)																																																						
	略																																																						
略																																																							
略																																																							
特 別 法 人 事 業 税	特別法人事業税の合計税額 (ホ)+(ニ)	(ム)																																																					
	仮装経理に基づく特別法人事業税額の控除額 (メ)																																																						
	租税条約の実施に係る特別法人事業税額の控除額 (モ)																																																						
	略																																																						

改正前		改正後	
<p>です。</p> <p>地方税法第20条の9の3 地方税法第72条の39 地方税法第72条の41の2</p> <p>地方法人特別税等に関する暫定措置法第10条</p> <p>2～5 略</p>	<p>地方税法第55条 地方税法第72条の41 地方税法第72条の46又は第72条の47</p> <p>地方法人特別税等に関する暫定措置法第15条</p>	<p>です。</p> <p>地方税法第20条の9の3 地方税法第72条の39 地方税法第72条の41の2</p> <p>地方法人特別税等に関する暫定措置法第10条</p> <p><u>特別法人事業税及び特別法人事業譲与税に関する法律第8条</u></p> <p>2～5 略</p>	<p>地方税法第55条 地方税法第72条の41 地方税法第72条の46又は第72条の47</p> <p>地方法人特別税等に関する暫定措置法第15条</p> <p><u>特別法人事業税及び特別法人事業譲与税に関する法律第13条</u></p>

様式第40号中「自動車取得税」を「自動車税環境性能割」に、「自動車税」を「自動車税種別割」に改める。

様式第41号中「自動車取得税」を「自動車税環境性能割」に、「第97条」を「第111条の7」に改め、「平成」を削る。

様式第42号その1中「自動車取得税
自動車税」を「自動車税環境性能割
自動車税種別割」に、「第101条第1項」を「第111条の11の2第2項」に、「自動車取得税」を「自動車税環境性能割」に、「自動車税」を「自動車税種別割」に改める。

様式第42号その2中「自動車取得税
自動車税」を「自動車税環境性能割
自動車税種別割」に、「第101条第2項」を「第111条の11の2第2項」に、

「自動車取得税」を「自動車税環境性能割」に、「自動車取得税」を「自動車税環境性能割」に、「自動車税」を「自動車税種別割」に改める。

様式第43号中「自動車取得税」を「自動車税環境性能割」に、「第99条第2項
第99条第5項」を「第111条の10第2項
第111条の10第5項」に、「第97条」を「第111条の6」に改める。

改正前	改正後
<p>2 佐賀県税事務所の自動車税課の分掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 自動車税に係る賦課徴収に関する申告書の受理に関すること。</p> <p>(2) 自動車税に係る普通徴収（法第150条第4項ただし書の規定によるものに限る。）の方法による賦課徴収に関すること。</p> <p>(3) 自動車税に係る証紙徴収の方法による賦課徴収に関すること。</p> <p>(4) <u>自動車取得税及びこれに係る過少申告加算金等の賦課徴収等</u>に関すること。</p> <p>(5) 略</p> <p>3 略</p>	<p>2 佐賀県税事務所の自動車税課の分掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 自動車税の<u>種別割</u>に係る賦課徴収に関する申告書の受理に関すること。</p> <p>(2) 自動車税の<u>種別割</u>に係る普通徴収（法第150条第4項ただし書の規定によるものに限る。）の方法による賦課徴収に関すること。</p> <p>(3) 自動車税の<u>種別割</u>に係る証紙徴収の方法による賦課徴収に関すること。</p> <p>(4) <u>自動車税の環境性能割及びこれに係る過少申告加算金等の賦課徴収等</u>に関すること。</p> <p>(5) 略</p> <p>3 略</p>

（佐賀県証紙代金収納計器取扱規則の一部改正）

第3条 佐賀県証紙代金収納計器取扱規則（昭和46年佐賀県規則第67号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後
<p>（趣旨）</p> <p>第1条 この規則は、佐賀県県税条例（昭和30年佐賀県条例第23号。以下「条例」という。）<u>第97条第4項及び第113条の2第7項</u>の規定に基づき、証紙代金収納計器による<u>自動車取得税及び自動車税</u>の徴収について必要な事項を定めるものとする。</p> <p>（収納印の押印による納付の方法）</p> <p>第2条 条例<u>第97条第1項又は第113条の2第3項若しくは地方税法（昭和25年法律第226号）第123条</u>の規定によって<u>自動車取得税</u></p>	<p>（趣旨）</p> <p>第1条 この規則は、佐賀県県税条例（昭和30年佐賀県条例第23号。以下「条例」という。）<u>第111条の7第3項及び第113条の2第7項</u>の規定に基づき、証紙代金収納計器による<u>自動車税の環境性能割及び自動車税の種別割</u>の徴収について必要な事項を定めるものとする。</p> <p>（収納印の押印による納付の方法）</p> <p>第2条 条例<u>第111条の6第1項若しくは第113条の2第3項又は地方税法（昭和25年法律第226号）第161条</u>の規定によって<u>自動車税</u></p>

改正前	改正後
<p>(当該自動車取得税に係る延滞金を含む。以下同じ。)又は自動車税を納付する者(以下「納税義務者」という。)は、当該自動車取得税額又は自動車税額に相当する金額を次条第1項の計器取扱人に納入し、第8条第1項の収納計器により、地方税法施行規則(昭和29年総理府令第23号)で定める自動車取得税又は自動車税の申告書に、当該納入金額に相当する金額を表示した証紙代金収納印(様式第1号。以下「収納印」という。)の押印を受けて、当該申告書を佐賀県税事務所長に提出しなければならない。</p> <p>2 佐賀県税事務所長は、前項の申告書を受理したときは、これを審査のうえ納税義務者に前項の申告書に準じた書類に佐賀県県税条例施行規則で定める自動車取得税・自動車税納税済印を押印して交付する。</p> <p>(計器取扱人の指定)</p> <p>第3条 略</p> <p>2 計器取扱人は、押印業務を行なうために必要な資力及び信用を有し、かつ、納税義務者の自動車取得税及び自動車税の納付について利便を与えることができると認められる者のうちから知事が指定する。</p> <p>3～5 略</p> <p>(計器取扱人の指定の取消し等)</p> <p>第6条 知事は、計器取扱人が次の各号の<u>一</u>に該当する場合は、その指定を取り消すことがある。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 押印業務を行なうために必要な資力若しくは信用を失い、又は納税義務者の自動車取得税及び自動車税の納付について利便を与えることができなくなると認められたとき。</p>	<p>の環境性能割(当該自動車税の環境性能割に係る延滞金を含む。以下同じ。)又は自動車税の種別割を納付する者(以下「納税義務者」という。)は、当該自動車税の環境性能割額又は自動車税の種別割額に相当する金額を次条第1項の計器取扱人に納入し、第8条第1項の収納計器により、地方税法施行規則(昭和29年総理府令第23号)で定める自動車税の環境性能割又は自動車税の種別割の申告書に、当該納入金額に相当する金額を表示した証紙代金収納印(様式第1号。以下「収納印」という。)の押印を受けて、当該申告書を佐賀県税事務所長に提出しなければならない。</p> <p>2 佐賀県税事務所長は、前項の申告書を受理したときは、これを審査のうえ納税義務者に前項の申告書に準じた書類に佐賀県県税条例施行規則で定める自動車税環境性能割・自動車税種別割納税済印を押印して交付する。</p> <p>(計器取扱人の指定)</p> <p>第3条 略</p> <p>2 計器取扱人は、押印業務を行うために必要な資力及び信用を有し、かつ、納税義務者の自動車税の環境性能割及び自動車税の種別割の納付について利便を与えることができると認められる者のうちから知事が指定する。</p> <p>3～5 略</p> <p>(計器取扱人の指定の取消し等)</p> <p>第6条 知事は、計器取扱人が次の各号の<u>いずれか</u>に該当する場合は、その指定を取り消すことがある。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 押印業務を行うために必要な資力若しくは信用を失い、又は納税義務者の自動車税の環境性能割及び自動車税の種別割の納付について利便を与えることができなくなると認められた</p>

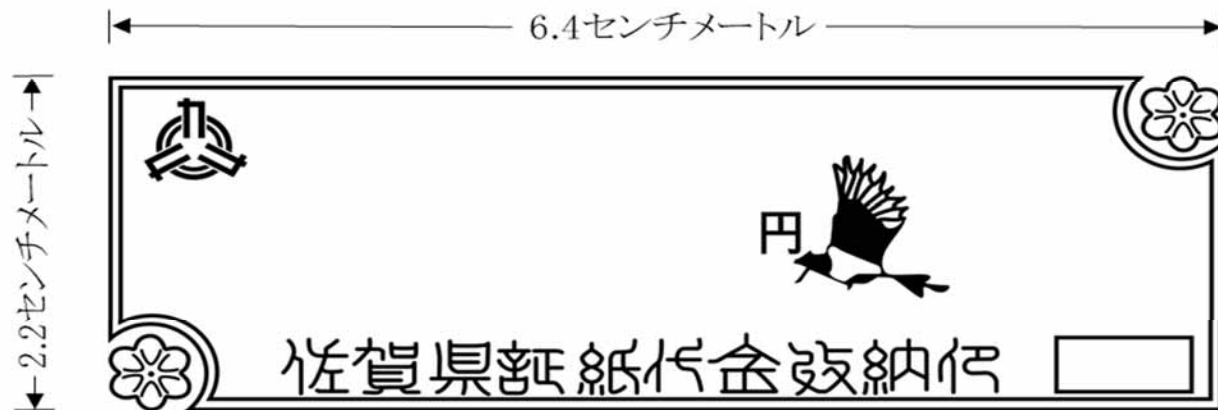
改正前	改正後
<p>(3)・(4) 略</p> <p>2～6 略</p> <p>(収納計器の取扱い)</p> <p>第10条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 知事は、自動車取得税及び自動車税の保全上必要があると認めるときは、収納計器に封を施すことがある。</p> <p>(設定書の発行及び取扱手数料の支払)</p> <p>第12条 計器取扱人は、設定書の発行を受けようとするときは、証紙代金収納計器取扱人証を提示のうえ、収納計器使用限度額設定申請書(様式第15号)を税政課長に提出し、設定書に記載された金額から次条の規定による取扱手数料を差し引いた金額を指定金融機関に納入し、その旨を佐賀県税事務所長に申し出なければならない。</p> <p>2 佐賀県税事務所長は、前項の納入を確認のうえ、計器取扱人に設定書を発行するものとする。</p> <p>(取扱手数料)</p> <p>第13条 収納計器取扱手数料は、設定書に記載された金額のうち、当該年度において既に発行された設定書の金額との合計額の5億円までの分に属する分については1万分の102.6を、5億円を超え10億円までの分に属する分については1万分の75.6を、10億円を超える分に属する分については1万分の32.4をそれぞれ乗じて得た金額の合計額とする。</p> <p>(過納金の還付)</p>	<p>とき。</p> <p>(3)・(4) 略</p> <p>2～6 略</p> <p>(収納計器の取扱い)</p> <p>第10条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 知事は、<u>自動車税の環境性能割及び自動車税の種別割</u>の保全上必要があると認めるときは、収納計器に封を施すことがある。</p> <p>(設定書の発行及び取扱手数料の支払)</p> <p>第12条 計器取扱人は、設定書の発行を受けようとするときは、証紙代金収納計器取扱人証を提示のうえ、収納計器使用限度額設定申請書(様式第15号)を<u>佐賀県税事務所長</u>に提出し、設定書に記載された金額から次条の規定による取扱手数料を差し引いた金額を指定金融機関に納入し、その旨を佐賀県税事務所長に申し出なければならない。</p> <p>2 佐賀県税事務所長は、前項の納入を確認のうえ、計器取扱人に設定書を発行するものとする。<u>ただし、緊急その他やむを得ない理由があると認めるときは、この限りでない。</u></p> <p>(取扱手数料)</p> <p>第13条 収納計器取扱手数料は、設定書に記載された金額のうち、当該年度において既に発行された設定書の金額との合計額の5億円までの分に属する分については1万分の104.5を、5億円を超え10億円までの分に属する分については1万分の77.0を、10億円を超える分に属する分については1万分の33.0をそれぞれ乗じて得た金額の合計額とする。</p> <p>(過納金の還付)</p>

改正前	改正後
<p>第14条 計器取扱人は、次の各号に掲げる過納となった金額の還付を受けることができる。</p> <p>(1) 収納計器により<u>明りょう</u>に表示された印影であって、誤表示その他やむを得ない事情により<u>自動車取得税又は自動車税の納付のために使用されなかったものに係る表示金額に相当する金額</u></p> <p>(2) 第9条第1項の規定により収納計器の指定を取り消されたことにより、当該収納計器により表示された<u>自動車取得税額及び自動車税額</u>に相当する金額の累計額が第12条第2項の規定により発行を受けた設定書に記載された金額に満たないこととなった場合におけるその差額に相当する金額</p> <p>2 前項の規定により還付を受けようとする者は、還付申請書（様式第16号）及び請求書（様式第17号）に、同項第1号の<u>自動車取得税若しくは自動車税の納付のために使用されなかった印影又は同項第2号の設定書で収納計器により同号に規定する差額に相当する金額が表示されたものを添えて、佐賀県税事務所長に提出しなければならない。</u></p> <p>3 略</p>	<p>第14条 計器取扱人は、次の各号に掲げる過納となった金額の還付を受けることができる。</p> <p>(1) 収納計器により<u>明瞭</u>に表示された印影であって、誤表示その他やむを得ない事情により<u>自動車税の環境性能割又は自動車税の種別割</u>の納付のために使用されなかったものに係る表示金額に相当する金額</p> <p>(2) 第9条第1項の規定により収納計器の指定を取り消されたことにより、当該収納計器により表示された<u>自動車税の環境性能割額及び自動車税の種別割額</u>に相当する金額の累計額が第12条第2項の規定により発行を受けた設定書に記載された金額に満たないこととなった場合におけるその差額に相当する金額</p> <p>2 前項の規定により還付を受けようとする者は、還付申請書（様式第16号）及び請求書（様式第17号）に、同項第1号の<u>自動車税の環境性能割若しくは自動車税の種別割</u>の納付のために使用されなかった印影又は同項第2号の設定書で収納計器により同号に規定する差額に相当する金額が表示されたものを添えて、佐賀県税事務所長に提出しなければならない。</p> <p>3 略</p>

様式第1号を次のように改める。

様式第1号(第2条関係)

証紙代金収納印



様式第4号の(裏)の注意事項の1の(2)中「自動車税及び自動車取得税」を「自動車税環境性能割及び自動車税種別割」に改め、同様式の(裏)の注意事項の7中「自動車取得税及び自動車税」を「自動車税環境性能割及び自動車税種別割」に改める。

様式第9号中 「自動車税
自動車取得税」 を 「自動車税環境性能割
自動車税種別割」 に改める。

様式第19号中「佐賀県知事」を「佐賀県税事務所長」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和元年10月1日から施行する。ただし、第1条中佐賀県県税条例施行規則第8条の7第2項の改正規定(「自動車税」の次に「の種別割」を加える部分を除く。)並びに第8条の8及び様式第62号その4を削る改正規定並びに第3条中佐賀県証紙代金収納計器取扱規則第12条及び様式第19号の改正規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この規則による改正前の佐賀県県税条例施行規則及び佐賀県証紙代金収納計器取扱規則に規定する様式による用紙は、当該用紙が残存する間、所要の調整をして使用することができる。